

＜環境省ニュース＞

環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進について

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室  
(独) 環境再生保全機構環境研究総合推進部

1. はじめに

環境省では、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の効率的・効果的な推進を図るため、「独立行政法人環境再生保全機構法」を改正し、推進費に係る配分業務や研究者支援業務等の一部業務を、平成28年10月より順次独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に移管<sup>\*1</sup>した。また推進費を含む競争的資金の使用に関して、内閣府を中心に各府省と協議を行い、競争的資金に係る各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手が向上するように取り組んできた。これらの取り組みにより、研究者が研究資金をより効率的・効果的に活用し、また研究により専念することが可能となる等、推進費における研究の生産性の向上、研究成果の最大化に寄与することを期待する。

\*1 推進費の基本方針の検討・策定、環境省の行政ニーズ等の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、引き続き環境省が実施する。

2. 業務移管による研究資金の弾力的かつ効率的な運用

(1) 複数年度契約による効率的な委託研究費の使用

① 年度跨りの調達

研究計画に基づくものであることを前提に、翌事業年度の委託研究費を財源とする年度跨りの調達が可能（国際入札等、発注から納品まで期間を要する高額な研究機器の調達等）。

② 委託研究費の翌年度への繰越

未然に回避できないやむを得ない状況があること等、機構が示す要件<sup>\*2</sup>を満たしている場合には、当年度の委託研究費を翌年度への繰越が可能。

\*2 翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越が可能。

③年度更新手続きによる委託研究期間の空白防止

研究計画に基づくものであることを前提に、翌事業年度の委託研究費を財源とする研究者等の翌事業年度に係

る契約手続きの早期対応が可能。

(2) 直接経費の費目間流用額の拡大

委託研究費のうち、直接経費の流用した費目ごとの流用額が直接経費総額の50%を超えない場合は承認を不要とする。具体的には、以下の場合に事前承認が不要である。

① 当該年度の直接経費の費目ごとの流用額が当該年度の直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）以下の場合。累積で50%を超えた場合は事前承認が必要。

② 委託研究契約書上の計上額が0円の費目についても、流用制限範囲内であれば使用可能。

ただし、研究計画書との整合性を確認するべきと機構が判断した場合は、研究機関に内容確認をするとともに、制限の範囲内であっても、研究計画内容の変更を伴う場合は、研究計画変更申請が必要。

③ 共同実施機関の委託研究においても、同様に制限の範囲内であれば事前承認は不要。

研究計画との整合性、研究計画変更申請の要否については、研究代表機関の責任において事前にプログラムオフィサーに相談するなど、適切に対応すること。

(3) 研究機器の合算購入

推進費による研究の目的を達成するに必要な十分な使用時間が保てることを条件として、直接経費で購入した研究機器を他の研究と共用で使用すること、他の研究費と合算して購入することが可能。

① 共用使用の要件

・推進費による研究の実施に支障のない範囲内で研究機関が実施する他の研究等に使用すること。

・他の使用者との間で修繕費や光熱水費等に関して経費負担を明らかにする取決めをすること（実費相当の負担を請求することが可能）。

・研究機器以外の試薬、材料等の消耗品は共用使用の対象外。

- ② 合算購入の要件
- ・機構が「地方公共団体の試験研究機関等」（大学等）と認めた機関であること。
  - ・合算に支障のない研究費であること（合算する資金の要件を確認すること）。
- ・合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること。
  - ・同一機関に所属する研究者に配分された研究費であり、研究者が移籍した場合も委託研究に支障の無いこと。

表1. 業務移管に伴う研究費の新たな使用ルール

	移管前	移管後
契約期間	単年度	2年度を上限とした複数年契約 ※補助金は対象外
研究費の支払い	確定払い（一部概算払い）	4分割払い（金額により一括払いも可）
直接経費の費目間流用	直接経費総額に対し <b>20%</b> 以上の流用をする場合は、変更契約締結。	流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の <b>50%</b> を超えない場合は承認不要。 ※補助金は全体の直接経費の50%まで。
購入物品の取扱い	耐用年数1年以上かつ取得価格50万円（税込）以上の物品を資産とする。 委託期間中の資産の帰属は研究機関とし、委託業務終了後は返還を求めることがある。	耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上（税抜）の物品を資産とし、帰属は研究機関。（研究機関が企業等の場合、資産の帰属は機構） ※補助金は取得した個人に帰属するが、取得後速やかに機関へ寄付する。
研究機器の合算購入	-	本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機器の購入を認める。
研究費の繰越	-	翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越が可能。 ※補助金は対象外

※ 補助金の場合（次世代事業）の取扱いについては、機構ホームページをご確認ください。

表2. 購入物品の取扱い

	地方公共団体の試験研究機関等（※1）	企業等（※2）
資産となる物品	直接経費により取得した取得価格50万円以上（税抜）かつ耐用年数1年以上の研究機器等の物品	直接経費により取得した取得価格50万円以上（税抜）かつ耐用年数1年以上の研究機器等の物品
物品の帰属	地方公共団体の試験研究機関等に帰属	機構に帰属 （研究期間中は無償で貸付） ※固定資産税は機構が負担
物品の管理と報告	地方公共団体の試験研究機関等の規定に従い適切に管理	物品取得時に機構へ報告適切に管理する義務を負う（善管注意義務）

※1 地方公共団体の試験研究機関等（大学等）は以下の研究機関を指します。

- ア 国及び地方公共団体の試験研究機関
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校を除く。）
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人
- エ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの

※2 企業等は以下の研究機関を指します。

地方公共団体の試験研究機関等（大学等）以外の研究機関

表3. 競争的資金の統一使用ルールの導入  
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成27年3月31日）

	内 容	目 的
各報告書等の提出	各報告書の提出期限を事業年度（研究期間）終了後61日以内とする	事務処理手続きの合理化
報告書様式の統一	様式の簡素化し、費目構成を「府省共通区分」に準じて作成	研究期間の確保
研究機器の共用利用	購入した研究機器を一時的に他の研究で使用することが可能	研究機器の有効活用
研究費の合算使用	旅費・消耗品について他の研究費と合算して使用することが可能	研究費の効率的な使用
使用ルールの統一	消耗品・備品の購入、管理に関するルールを統一	研究費の効率的な使用

### 3. 競争的資金における使用ルールの統一

研究者、研究機関が研究資金を効率的・効果的に活用できるように競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手が向上し、研究者は的確に研究資金を活用し、研究により専念できることとなり、より多くの、より優れた研究成果が期待できる。

競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化は、研究の生産性の向上につながり、ひいては、科学・技術を通じた、国民生活の質的向上及び我が国経済の持続的成長へ寄与するものであることから、今般、以下の使用ルールを導入する。

#### (1) 年度末までの研究期間の確保

・競争的資金により実施する研究について、年度末一杯まで研究を実施することができるよう、研究成果報告書等の提出期限を事業年度（研究期間）終了後61日以内とする。

#### (2) 消耗品・備品購入における使用ルールの統一

・消耗品や備品の購入に関するルールや、備品として管理する物品の金額、研究機器の購入方法等について使用ルールを統一する。

#### (3) 購入した研究機器の有効活用

・購入した50万円以上（税抜）の研究機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に他の研究開発に使用することを可能とするよう、対応することとする。

#### (4) 研究費の合算使用

・旅費、消耗品について、他の補助事業や、委託費及び使途に制限を受けない単独費等、複数種の経費による合算使用をルール化する。

#### (5) 報告書の様式の統一

・競争的資金にかかる会計実績報告について、報告書の様式を簡素化するとともに、統一化を実施することとする。

### 4. おわりに

推進費では、例年10月～11月頃、特に提案を求める研究開発テーマ（行政ニーズ）を提示して、次年度採択課題の公募を行っている。本年10月～11月頃に実施予定の「平成30年度新規課題公募」の際に提示する行政ニーズの策定に当たっては、地方公共団体の試験研究機関等からも様々な提案をいただいた。環境省にて国の環境政策との整合性について確認のうえ、外部有識者等で構成された委員会で審議する予定である。

平成30年度新規課題公募についても、地方公共団体からの積極的な応募をお願いする。

（参考）環境研究総合推進費

- ・環境省ホームページ「環境研究・技術総合情報サイト」  
：<http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/>
- ・機構ホームページ「環境研究総合推進費サイト」  
：<https://www.erca.go.jp/suishinhi/>